

## 第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書

1 委託名 第3期八街市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2 委託期間 令和5年 月 日から令和7年3月25日まで

### 3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第3期八街市子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という）」を策定するにあたり、子ども・子育て支援事業のニーズの把握や事業量の推計、目標量の設定等を行うと共に、事業計画の策定支援、会議の運営支援、策定に係る全般的な支援及び計画書を作成することを目的とする

### 4 提出書類

- (1) 業務委託契約書
- (2) 課税事業者・免税事業者届出書
- (3) 着手届及び業務工程表
- (4) 業務主任責任者・業務担当者等通知書（経歴書添付）
- (5) 業務責任者が保有すべき同種業務受託実績を証明する書類
- (6) JISQ15001(Pマーク)の取得を証明する認定証の写し
- (7) その他必要書類

### 5 配置技術者

本業務において、専門的な立場で子ども・子育て施策について提言できる業務責任者（1名）、業務担当者（1名）を配置するものとし、本業務の着手前に次の事項を証明する書面（契約書の写し）と合わせて配置技術者届を発注者に提出するものとする。また、本業務の総括責任者となる業務責任者は、同種業務の実績を有する者とし、配置技術者届に実績を明記する。

- (1) 同種業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも千葉県内の受託実績とする。また受託実績はすべて過去5年以内のものとし、配置技術者届に実績を明記する。
  - ・同種業務1＝子ども・子育て支援事業計画（千葉県内の受託実績）
  - ・同種業務2＝障害者計画及び障害福祉（障害児含む）計画（千葉県内の受託実績）
  - ・同種業務3＝地域福祉計画及び地域福祉活動計画（千葉県内の受託実績）
- (2) 本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得た上で配置技術者変更届を提出するものとする。

## 6 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、審査登録が更新されていることを証明するため、取得後4回以上更新していることを条件とし、そのことを証明する書類（認定証の写し）を作業着手前に八街市に提出し、承認を得るものとする。

## 7 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする

## 8 業務内容

### (1) ニーズ調査業務

- ニーズ調査準備のための打合せ
- スケジュール作成及び進捗管理
- 市民ニーズ調査及び調査結果分析

(ア) 国から示される調査票案を基本とし、市が提供する追加設問事項等を基に調査票素案を作成する。調査票は、計画期間中における各年度の整備目標等を設定するための基礎資料となるよう「就学前児童」、「就学児童」の2種類を作成する。

- 「就学前児童」 対象保護者 1,000人
- 「就学児童」 対象保護者 1,000人

(イ) 調査票等の作成・印刷

- ① 就学前児童用 A4版 20頁程度 1,000部
- ② 就学児童用 A4版 20頁程度 1,000部

(ウ) 調査票封入、封緘及びラベル貼付

(調査対象者の抽出及びラベル作成は市が提供する。)

(エ) 調査用封筒の印刷 (調査用の封筒は市が提供する。)

- 送付用封筒 角2 黒1色刷 2,000部
- 就学前児童返信用 黒1色刷 1,000部
- 就学児童返信用 黒1色刷 1,000部

(オ) 調査の実施

郵送配布、郵送回収、インターネット上で回答するための環境を構築する。

(調査票発送及び回収作業 発送及び回収に伴う郵送料は市の負担とする。)

(カ) 回収調査票の入力及び集計

データ収集、単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめと分析を行う。

(調査回収率の見込み 50%)

(キ) 調査結果の分析

○人口分析及びその結果に基づくニーズ量、課題分析等

○保育サービス需要等の推計

○地域子ども・子育て支援事業需要等の推計

○子ども数の将来推計

○策定指針に基づく施策別の目標指標にかかる目標事業量の推計

(ク) 下記に関する提案

○本市の子育て支援の基本的方向性に関する提案

○幼保一元化を推進するための提案

○地域子ども・子育て支援事業を推進するための提案

○ニーズ調査を踏まえた区域設定及び提供体制の提案

○計画実現に向けた施策の提案

○計画策定や計画推進に向けた住民参画の方策に関する提案

(ケ) 報告書の作成

調査票データの集計、クロス分析等を行った結果に、各設問にグラフ、表、コメント等を使用し、分かりやすく調査結果をまとめ、報告書等を作成した後に、次に示す成果物を八街市健康子ども子育て支援課に提出すること。

○調査結果報告書 A4版 表紙、本文1色刷り 50部

○収集データ及び報告書データを収録した電子媒体 (CD-R または DVD-R)

(2) 計画素案策定に係る業務

(ア) 計画策定準備のための打合せ

(イ) スケジュール作成及び進捗管理

(ウ) ニーズ調査結果分析の整理

○人口分析及びその結果に基づくニーズ量、課題分析等

○保育サービス需要等の推計

○地域子ども・子育て支援事業需要等の推計

○子ども数の将来推計

○策定指針に基づく施策別の目標指標にかかる目標事業量の推計

(3) 事業計画案の策定業務

前述(1)及び(2)の業務結果を反映し、事業計画の構成、内容、施策体系等の事

業計画案を作成する。また、これらの計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を補修正する。

国・県等からニーズ量・業務量等の中間報告等を求められた場合は、適宜資料を提供すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

事業計画案に関して本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言、コメントの取りまとめ等の支援を行う。

(5) 事業実施に係る情報提供、条例等の整備支援

子ども・子育て支援法等に基づく事業計画を実施していくために必要となる、国や他自治体の情報提供や、条例等の整備についての支援、条例案の法制執務上の内容精査などの支援を行う。

(6) 事業計画書及び概要版の作成

確定した事業計画の計画書及び概要版を制作する。

(7) 子ども子育て関連施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の面積、人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約30件以上提供すること。

(8) 法律や制度などに関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

本業務の期間内において、法律改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。

(9) 成果品

(ア) 下記書類及び電子データを作成し、成果品として納入する。

①パブリックコメント公開用資料

電子データ (CD-R または DVD-R) 2 枚 (Word 形式及び PDF 形式)

②八街市子ども・子育て支援事業計画書 150部

A4判200頁以内 表紙4色・本文1色

計画書電子データ (CD-R または DVD-R) 2 枚 (Word 形式及び PDF 形式)

③八街市子ども・子育て支援事業計画書概要版原稿 1部

A4判8頁程度、表紙4色・本文4色

印刷見本1部、データ1式（Word形式及びPDF形式）

④会議・打合せ報告書及び電子データ 1部（Word形式及びPDF形式）

（イ）校正2回、色校1回（校正期間は、庁内関係課所が確認するのに必要な日数を確保すること。）

（ウ）計画書等の納品場所は、八街市健康子ども部子育て支援課とする。なお、計画書等の著作権は、八街市に帰属する。

（エ）計画書等の原稿は、ワード、エクセル等委託者が指定するソフト形式で作成し、再編集可能なファイル形式及び状態にて、印刷用のPDFデータとともにその電子媒体等を委託者に納品する。

## 9 会議運営支援等

八街市子ども・子育て会議（令和5年度及び令和6年度において6回程度開催予定）における会議資料作成、説明支援、会議録等の作成を行う。

## 10 留意事項

（1）国の動向を注視し作成を行うこと。

（2）本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ八街市と協議し、決定すること。

（3）当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、八街市と協議の上、本業務内容を変更することができる。